

高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、漁業生産量の維持及び増大並びに優秀な担い手の確保及び育成を図るため、漁業就業者の積極的な掘り起こしをはじめ、技術習得に向けた研修等の実施、就業後のフォローアップまでを一貫して支援することを目的として、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（次条において「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 自営漁業者育成事業 (2) 雇用型漁業支援事業 (3) 漁家子弟支援事業 (4) 漁業経営安定化研修事業 (5) 高知県漁業就業支援センター直営研修事業 (6) 高知県漁業就業支援センター運営事業 (7) <u>漁業就業者確保委託事業</u></p> <p>第3～9条 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第10条 <u>知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 補助事業者は補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、漁業生産量の維持及び増大並びに優秀な担い手の確保及び育成を図るため、漁業就業者の積極的な掘り起こしをはじめ、技術習得に向けた研修等の実施、就業後のフォローアップまでを一貫して支援することを目的として、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（次条において「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 自営漁業者育成事業 (2) 雇用型漁業支援事業 (3) 漁家子弟支援事業 (4) 漁業経営安定化研修事業 (5) 高知県漁業就業支援センター直営研修事業 (6) 高知県漁業就業支援センター運営事業 (7) <u>漁業就業者確保・情報発信委託事業</u></p> <p>第3～9条 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第10条 <u>補助事業者は、補助事業年度の9月30日現在における補助事業の実施状況について、別記第4号様式による実施状況報告書を作成し、当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</u></p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 補助事業者は補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>2 (略)</p> <p>3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第12～13条 (略)</p> <p>附 則 1～2 (略)</p> <p>3 この要綱は令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第10条 <u>(削除)</u>、第11条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 <u>(削除)</u> この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>(削除)</u> この要綱は、令和5年2月9日から施行し、改正後の別表1の6の項及び同表備考の規定は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第12～13条 (略)</p> <p>附 則 1～2 (略)</p> <p>3 この要綱は令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第10条第2項、第11条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 <u>1</u> この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>1</u> この要綱は、令和5年2月9日から施行し、改正後の別表1の6の項及び同表備考の規定は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後				現行			
別表第1（第3条関係） 補助対象一覧表				別表第1（第3条関係） 補助対象一覧表			
事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等	事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等
1（略）	1（略）	1（略）	1（略）	1～6（略）	1～6（略）	1～6（略）	1～6（略）
2 雇用型漁業支援事業	雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援の実施	団体、法人又は個人等（以下「経営体」という。）における新規就業者の指導費、研修費等の雇用に係る経費及び消耗品費	（1）対象期間：1年以内 （2）補助率：定額 ア 雇用に係る経費：94万円以内/年 （1年未満の場合は、月額78,000円の月割り計算とし、1月当たりの新規就業者の漁労日数等が10日未満の場合は日額7,800円の日割り計算とする。） <u>（削除）</u> イ 消耗品費：2万円以内/年 <u>（削除）</u> <u>※本県の雇用型漁業において、地域おこし協力隊制度を活用する者を雇用する場合は対象外とする。</u>	2 雇用型漁業支援事業	雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援の実施	団体、法人又は個人等（以下「経営体」という。）における新規就業者の指導費、研修費等の雇用に係る経費及び消耗品費	（1）対象期間：1年以内 （2）補助率：定額 ア 雇用に係る経費：94万円以内/年 （1年未満の場合は、月額78,000円の月割り計算とし、1月当たりの新規就業者の漁労日数等が10日未満の場合は日額7,800円の日割り計算とする。） <u>※令和2年度から令和3年度にかけて雇用型漁業支援事業を継続している新規就業者の雇用に係る経費については、10万円以内/月とする。</u> イ 消耗品費：2万円以内/年 <u>※令和2年度から令和3年度にかけて雇用型漁業支援事業を継続している新規就業者については、適用外とする。</u>
3～6（略）	3～6（略）	3～6（略）	3～6（略）	3～6（略）	3～6（略）	3～6（略）	3～6（略）
7 漁業就業者確保委託事業	<u>関西及び県内での漁業就業フェアの開催や関西の専門学校での漁業就業セミナーの開催、フェア出展事</u>	<u>【関西での漁業就業フェア】フェア開催費、広告宣伝費、WEBサイト製作費、インサイトレポート費、営業管理費、その他事業に必要な経費</u> <u>【関西の専門学校等での漁業</u>	補助率： 補助対象経費の10分の10以内	7 漁業就業者確保・情報発信委託事業	関西において雇用型漁業を中心とする漁業就業フェアの開催及びインフルエンサーと連携した漁業就業に	フェア開催費、広告宣伝費、WEBサイト製作費、コンテンツ開発費、インサイトレポート費、営業管理費、その他委託に必要な経費	補助率： 補助対象経費の10分の10以内

改正後			現行														
	<p><u>業者のスキル向上に資する説明会の開催等、漁業就業者の確保に関する効果的な取組の実施</u></p>	<p><u>就業セミナーの開催】</u> <u>フェア開催費、営業管理費、その他事業に必要な経費</u> <u>【一般社団法人高知県ITタ</u> <u>ーンサポートセンターと連携した漁業就業セミナー及び相談会の開催】</u> <u>フェア開催費、広告宣伝費、WEBサイト制作費、インサイトレポート費、営業管理費、その他事業に必要な経費</u> <u>【県内での漁業就業フェアの開催】</u> <u>フェア開催費、広告宣伝費、WEBサイト制作費、インサイトレポート費、営業管理費、その他事業に必要な経費</u> <u>【県内事業者の面談スキルアップ等の支援】</u> <u>出展事業者支援費、その他事業に必要な経費</u> <u>【小学生向け漁業紹介動画の制作】</u> <u>動画制作費、その他事業に必要な経費</u></p>	<p>関する効果的な情報発信の実施</p>														
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>7 漁業就業確保委託事業</u></td> <td><u>関西及び県内での漁業就業フェアの開催や関西の専門学校での漁業就業セミナーの開催、フェア出展事業者のスキル向上に資する説明会の開催等、漁業就業者の確保に関する効果的な取組の実施に必要な経費</u></td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	実施基準	1～6（略）	（略）	<u>7 漁業就業確保委託事業</u>	<u>関西及び県内での漁業就業フェアの開催や関西の専門学校での漁業就業セミナーの開催、フェア出展事業者のスキル向上に資する説明会の開催等、漁業就業者の確保に関する効果的な取組の実施に必要な経費</u>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>7 漁業就業確保・情報発信委託事業</td> <td>関西における雇用型漁業を中心とした漁業就業フェアの開催や、インフルエンサーと連携した漁業就業に関する効果的な情報発信の実施に必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	実施基準	1～6（略）	（略）	7 漁業就業確保・情報発信委託事業	関西における雇用型漁業を中心とした漁業就業フェアの開催や、インフルエンサーと連携した漁業就業に関する効果的な情報発信の実施に必要な経費
事業区分	実施基準																
1～6（略）	（略）																
<u>7 漁業就業確保委託事業</u>	<u>関西及び県内での漁業就業フェアの開催や関西の専門学校での漁業就業セミナーの開催、フェア出展事業者のスキル向上に資する説明会の開催等、漁業就業者の確保に関する効果的な取組の実施に必要な経費</u>																
事業区分	実施基準																
1～6（略）	（略）																
7 漁業就業確保・情報発信委託事業	関西における雇用型漁業を中心とした漁業就業フェアの開催や、インフルエンサーと連携した漁業就業に関する効果的な情報発信の実施に必要な経費																

改正後	現行
<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 申請者 名称 代表者職・氏名 生年月日</p> <p>令和 年度高知県漁業就業支援事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、高知県漁業就業支援事業を実施したいので、高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱第4条1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的</p> <p>2 添付書類 (1) 事業計画書（別紙1） (2) 収支予算書（別紙2） <u>(3) 税外未収金債務に関する誓約書兼同意書（別紙3）</u> <u>(4) 県税の滞納がないことを証する書類</u> 又は <u>県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）</u> <u>※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。</u> <u>※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。</u> <u>（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できな</u></p>	<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 申請者 名称 代表者職・氏名 生年月日</p> <p>令和 年度高知県漁業就業支援事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、高知県漁業就業支援事業を実施したいので、高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱第4条1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的</p> <p>2 添付書類 (1) 事業計画書（別紙1） (2) 収支予算書（別紙2） (3) 県税の滞納がないことを証する書類 <u>（追加）</u></p> <p>3 事業完了予定年月日 年 月 日</p>

改正後

い程度にマスキング処理を施す等してください。

3 事業完了予定年月日
年 月 日

別紙1 (第1号及び第2号様式)

高知県漁業就業支援事業 (変更) 計画書 (一部略)

1 総括表

事業区分	事業内容	総事業費 (a)+(b) +(c)+ (d)	補助事業に要する経費 (a)+(b)	負担区分		市町村補助金 (c)	その他経費 (d)	備考
				県補助金 (a)	その他 (b)			
1～6 (略)								
<u>7 漁業就業者確保委託事業</u>								
合計								

2 事業内容

(1)～(6)略

(7) 漁業就業者確保委託事業

ア 事業費内訳

総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に要する経費 (a)+(b)	負担区分		その他経費 (c)	備考
		県補助金 (a)	その他 (b)		
円	円	円	円	円	

現行

別紙1 (第1号及び第2号様式)

高知県漁業就業支援事業 (変更) 計画書 (一部略)

1 総括表

事業区分	事業内容	総事業費 (a)+(b) +(c)+ (d)	補助事業に要する経費 (a)+(b)	負担区分		市町村補助金 (c)	その他経費 (d)	備考
				県補助金 (a)	その他 (b)			
1～6 (略)								
<u>7 漁業就業者確保・情報発信委託事業</u>								
合計								

2 事業内容

(1)～(6)略

(7) 漁業就業者確保・情報発信委託事業

ア 事業費内訳

総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に要する経費 (a)+(b)	負担区分		その他経費 (c)	備考
		県補助金 (a)	その他 (b)		
円	円	円	円	円	

改正後				現行				
別紙2（第1号、第2号及び第4号様式） 収支予算書（変更収支予算書）（収支精算書）（一部略）				別紙2（第1号、第2号及び第5号様式） 収支予算書（変更収支予算書）（収支精算書）（一部略）				
区分	内訳	本年度予算額 (本年度決算額)	備考	区分	内訳	本年度予算額 (本年度決算額)	備考	
収入の部	(略)			収入の部	(略)			
支出の部	1～6 (略)			支出の部	1～6 (略)			
	7 漁業就業者確保委託事業					7 漁業就業者確保・情報発信委託事業		
	合計					合計		
(削除)				第4号様式（第10条関係）				
				第 号 年 月 日				
				高知県知事 様				
				所在地 申請者 名称 代表者職・氏名				
				令和 年度高知県漁業就業支援事業費補助金実施状況報告書				
				年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県漁業就業支援事業費補助金について、高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。				
				記				
事業区分		総事業費 (a)	事業の実施状況 (b)	進捗状況 (b)/(a)	備考			
		円	円	%				

改正後

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年度高知県漁業就業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定通知に基づき、
下記のとおり高知県漁業就業支援事業を実施しましたので、高知県漁業就業支援事業費補
助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 添付書類
 - (1) 実績報告書（別紙1）
 - (2) 収支精算書（別紙2）

（削除）

- 2 事業完了年月日
年 月 日

現行

	円	円	%	
	円	円	%	
合計	円	円	%	

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年度高知県漁業就業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定通知に基づき、
下記のとおり高知県漁業就業支援事業を実施しましたので、高知県漁業就業支援事業費補
助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 添付書類
 - (1) 実績報告書（別紙1）
 - (2) 収支精算書（別紙2）
 - (3) 税外未収金債務に関する誓約書兼同意書（別紙3）

- 2 事業完了年月日
年 月 日

改正後

別紙 1 (第 4 号様式)

高知県漁業就業支援事業実績報告書 (一部略)

事業区分	事業内容	総事業費 (a)+(b))+(c)+ (d)	補助事業 に要する 経費 (a)+(b)	負担区分		市町村 補助金 (c)	その 他経 費 (d)	備 考
				県補助金 (a)	その他 (b)			
1～6 (略)								
7 漁業就業者 確保委託事業								
合計								

第 5 号様式 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

令和 年度消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県漁業就業支援事業費補助金について、高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 該当事業
- 2 高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額
金 円

現行

別紙 1 (第 5 号様式)

高知県漁業就業支援事業実績報告書 (一部略)

事業区分	事業内容	総事業費 (a)+(b))+(c)+ (d)	補助事業 に要する 経費 (a)+(b)	負担区分		市町村 補助金 (c)	その 他経 費 (d)	備 考
				県補助金 (a)	その他 (b)			
1～6 (略)								
7 漁業就業者 確保・発信委託 事業								
合計								

第 6 号様式 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

令和 年度消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県漁業就業支援事業費補助金について、高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 該当事業
- 2 高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額
金 円

改正後			現行		
3	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円
4	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円
5	補助金返還相当額	金 円	5	補助金返還相当額	金 円
(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付してください。			(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付してください。		